

★主な福祉サービスの種類★

サービス・制度	対象	期間	賃金	内容	備考
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全面または一部介助が必要な人（入浴・排泄・食事など）や体調への配慮が必要な人。 ・ 好きなことをして、ゆったりと過ごしたい人。 	なし	なし	食事やトイレ、入浴などの支援や軽い作業、運動、余暇活動などのプログラムを提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害支援区分：3以上が対象
自立訓練（生活訓練） *機能訓練と生活訓練の 2種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の支援を受けながら、生活能力の維持・向上を目指す人。 ・ 就労前にもう少し自立した力をつけたい人。 	2年	なし	障害がある人がリハビリ訓練をしたり、生活リズムを身に付けたりして、地域で生活する力を付けるためのプログラムを提供	<ul style="list-style-type: none"> 【機能訓練】身体障害のある人が身体機能の維持・向上を目指しリハビリテーションを行う 【生活訓練】知的・精神障害のある人が日常生活に必要な事項の訓練を行う ・ 最大で1年間の延長可能
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般企業への就職を希望する人。 ・ 働く為の力をつけたい人。 	2年	基本的に無し	仕事に必要なあいさつやマナーを身に付けるプログラムや実際の会社での実習プログラムを提供	最大で1年間の延長が可能
就労継続支援 B型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉の支援を受けながら働きたい人 ・ あまり無理をせずに、心身の体調に合わせて働きたい人。 	なし	工賃が支給される	雇用契約を結ばず、軽い作業を中心に、工賃（作業工賃）を受ける	市町村によるアセスメントを受ける必要有り
就労継続支援 A型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労と同程度の働く意欲と能力が身につけているが、福祉の支援を受けながら働きたい人。 	なし	最低賃金保障	雇用契約を結び、会社と同じように仕事をして、給料を受け取る	市町村によるアセスメントを受ける必要有り

* 上記の記載事項は自治体、事業所によって異なる場合があります